

文京区リサイクル推進協力店制度実施要綱

平成6年10月1日6文区リ発第59号

改正 平成25年8月5日25文資リ発第116号部長決定

改正 平成27年7月1日27文資リ発第100号部長決定

改正 平成28年7月1日28文資リ発第58号部長決定

改正 平成29年6月13日29文資リ発第11号区長決定

改正 平成30年3月30日29文資リ第337号区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の発生抑制と資源の有効利用に積極的に取り組む販売店等をリサイクル推進協力店（以下「協力店」という。）として登録することにより、小売業、飲食店業、旅館業等を営む店舗等におけるリサイクル活動及び業務上発生する未利用のまま捨てられてしまう食品（以下「食品ロス」という。）の削減活動の拡大並びに区民の意識啓発を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 協力店の登録の対象は、区内で主として小売業、飲食店業、旅館業等を営む店舗等で、リサイクル活動又は食品ロスの削減活動に積極的に取り組んでいるものとする。

(登録基準)

第3条 協力店の登録基準は、次の各号のいずれかに該当する取組を行っていることとする。

- (1) リサイクル商品又は環境保全型商品を積極的に販売し、又は取扱いをしていること。
- (2) 店頭で資源物の回収に協力していること。
- (3) 使い捨て容器、商品等の販売及び使用を自粛していること。
- (4) 簡易包装等の推進をしていること。
- (5) 物の修理、修繕又は下取りを実施していること。
- (6) フードバンクへの食品の提供を行っていること。
- (7) 食品の肥飼料化など、食品リサイクルへの協力を行っていること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、リサイクル活動又は食品ロスの削減活動を積極的に推進していること。

(申請)

第4条 協力店に登録しようとする店舗等の経営者（以下「申請者」という。）は、文京区リサイクル推進協力店登録（変更）申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(登録)

第5条 区長は、前条の申請書の提出があった場合は、第3条の登録基準に基づき審査し、当該基準に該当すると認めるときは当該申請に係る店舗等を協力店として登録するとともに、申請者に対し登録証（別記様式第2号）を交付するものとし、不相当と認めるときは文京区リサイクル推進協力店登録不承認通知書（別記様式第3号）を交付する。

2 区長は、前項の規定により登録した協力店に対し、申請者の希望に応じ、文京区リサイクル推進協力店マーク（以下「協力店マーク」という。）の交付を行う。

(登録の効力及び義務)

第6条 協力店の登録を受けた店舗等の経営者（以下「協力店経営者」という。）は、協力店マークを掲げるほか、それを利用して広告を行うことができる。

2 協力店経営者は、届出を行った実施項目のとおり、常に環境の保全に留意しリサイクル活動又は食品ロスの削減活動の推進に努めなければならない。

(登録の変更)

第7条 協力店は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに申請書を区長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第8条 協力店は、店舗を廃止する等の理由により登録を中止するときは、速やかに文京区リサイクル推進協力店登録廃止届（別記様式第4号）を区長に提出するとともに、登録証及び協力店マークを区長に返却するものとする。

(登録の取消し)

第9条 区長は、協力店が第3条各号に掲げる取組を実施していないことを確認したとき又は協力店としてふさわしくない行為をしたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、文京区リサイクル推進協力店登録取消通知書（別記様式第5号）により当該店舗に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消しを受けた店舗等は、速やかに登録証及び協力店マークを区長に返却しなければならない。

(広報等)

第10条 区長は、区民に対する意識啓発及びリサイクル活動又は食品ロスの削減活動等の充実を図るため、協力店の登録を行ったときは、その旨及び取組内容等を広報誌及び文京区ホームページ等により区民に公表することができる。

(調査)

第11条 区長は、協力店に対し、必要に応じて調査を行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。